

滋賀県消費者基本計画（第 3 次）原案に対する主な意見

(H27. 8. 26 消費生活審議会)

「目指す姿」について

- ・安全・安心社会を消費者側が主体的にリードしていくという側面が、うまく短いフレーズの中に入れられるといい。

「事業者」の概念について

- ・事業者の範囲は広めに捉えておいた方がいい。
- ・消費者基本法や、国の消費者基本計画でも、「消費者」や「事業者」という言葉の使い方をしており、柔軟に考えられるよう敢えて定義規定は入れない方がよい。

事業者による消費者教育について

- ・素案では事業者の位置付けに疎外感があったが、原案では逆に、一緒に協力してやっていく、という姿勢が感じられて嬉しく感じる。
- ・企業に勤めている人は、消費者であると同時に供給者。消費者教育という面でも、消費者でもあり供給者側でもあるという両面を意識に置いた上で、うまくやっていく必要がある。
- ・事業者による消費者教育を行うことについて、コンプライアンスに働きかけることも考えられるが、単に法を守るというだけでなく、自発的な意識をもって、消費者にきちんと対応できる企業が消費者に選ばれ、競争力を高めることにつながる、事業者と消費者が協力できるシステムでもある。そういう意識で、企業内で消費者教育をしていただくことに意味がある。

消費者教育の担い手（人材）の育成と支援について

- ・将来に向けた人材育成についてという視点が入ったのは非常にいい。
- ・「幅広い主体と連携しながら」、「自分たち自らの学習を、周囲への啓発や高齢者などへの見守りに生かしてもらおうよう働き掛ける」という部分が追加されたのはよかった。
- ・消費者市民社会の実現に向けて、暮らしの中での“当たり前”を、当たり前だと分かっていない人たちにどう関わってもらって広げていくか、裾野の広がりがとても大事。そこに重点を置いていて嬉しく思う。

消費者市民社会について

- ・今回の計画では、「消費者市民社会の構築に向けた気運づくり」というフレーズが重要。これが基本方針としてあちこちにちりばめてあるので良いが、全体的なまとめりとして、第 5 章のどこかにもこの言葉が入れば、よりつながりが持てる。
- ・全体的にうまく消費者市民社会という言葉も、もう少し強調した方が収まりはいい。
- ・滋賀のせっけん運動は、消費者市民の先駆けと言える、というのはまさにそのとおりだと思う。計画の冒頭、計画改定の趣旨等に、基本的な考え方等として入れてもいい。

第15期滋賀県消費生活審議会委員名簿

(第15期:平成26年8月1日～平成28年7月31日)

平成27年6月26日現在

委員の区分	氏名	職名	備考
1号委員 (消費者)	岡野 早苗	滋賀県生活協同組合連合会理事	
	井上 多佳子	滋賀県地域女性団体連合会副会長	
	市村 あつ	特定非営利活動法人 消費者ネット・しが専門検討委員	
	貫 名 敏	公募委員	
	藤下 多恵子	公募委員	
2号委員 (事業者)	磯田 陽子	滋賀県商工会議所女性会連合会会長	
	吉田 敏也	日本チェーンストア協会関西支部 (株)平和堂CS推進部部長 兼 お客様サービス室長	
	安田 智枝美	滋賀県商工会女性部連合会副会長	
3号委員 (学識経験者)	東 珠 実	相山女学園大学現代マネジメント学部教授	
	宇野 一雄	愛荘町長	
	瀬領 真悟	同志社大学法学部教授	
	高 崙 英 弘	京都産業大学法科大学院教授	会長
	藤井 勇治	長浜市長	
	森野 有香	弁護士	副会長
	山本 隆司	立命館大学政策科学部教授	